

# まちなか定住促進事業補助金（中心市街地の活性化）

中心市街地外から中心市街地に移住し、居住するための住宅の新築・改修・取得に対する費用を助成します。

## 【補助対象者】

- ① 当該住宅に移住する者があること
- ② 5年以上継続して当該住宅に定住する意思のある者
- ③ 地域住民との交流を積極的に図る意思のある者
- ④ 取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことがある一戸建て住宅であること
- ⑤ 高山市飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の交付を受けていないこと
- ⑥ 既に、まちなか定住促進事業補助金の交付を受けていないこと
- ⑦ 虚偽の申請その他不正な手段により中心市街地外に住民登録をしていないこと

## 【主な住宅の要件】

- ・高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例第2条に基づく方針に適合していること
- ・工事施工業者は、市内に本店・支店又は営業所を有する事業者であること
- ・工事施工業者との契約を交わしていないこと など

## 【補助率及び上限額】

### ① 市内移住（高山市の中心市街地外から中心市街地に移住する場合）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修	対象経費の2/3	133万3千円	
		40万円	子育て住環境整備事業に該当する場合
取得	対象経費の1/2	100万円	
		30万円	子育て住環境整備事業に該当する場合

### ② 市外移住（高山市外から中心市街地に移住する場合）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修	対象経費の2/3	200万円	
		106万6千円	子育て住環境整備事業に該当する場合
取得	対象経費の1/2	150万円	
		80万円	子育て住環境整備事業に該当する場合

### ③ 居住者がいる住宅に移住する場合（市内移住・市外移住関係なく）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修	—	40万円	補助対象経費が300万円以上のものに限り
取得	—	30万円	

※居住者がいる住宅を取り壊し、同場所に新築する場合も「③居住者がいる住宅」に該当します。

## 【対象期間】

上記補助率及び上限額は、令和2年9月1日以降に認定申請され、令和4年3月31日までに完成する工事が対象となります。※令和4年4月1日以降に完成する工事については通常の補助率となります。

※補助金の申請は、工事着手前に提出いただく必要があります。また、上記以外に様々な要件がありますので、申請をお考えの方は、事前に「㈱まちづくり飛騨高山」までお問い合わせください。

(株) まちづくり飛騨高山（高山市天満町5-1 飛騨地域地場産業振興センター3F）  
☎ 0577-57-8765